

資料Ⅲ（サービス別）

1. 各サービス共通

① 設備に関する基準（設備の用途変更等）

【指導事例】

- ・設備の用途を変更しているが、変更届を提出していない。
- ・届け出た事業所以外の場所（サテライト型事業所を除く。）で業務を行っている。
- ・リネン室に掃除道具等の不潔物が置かれている。

設備の用途を変更する場合は、変更後10日以内に届出を行ってください。

T i p s) 従業員の待機場所の変更や、備蓄品の置き場の変更等、届け出ている内容（平面図等）と、実態が異なるケースが多発しています。届出内容と実態が一致しているか、この機会に確認してください。

② 運営に関する基準（内容及び手続きの説明及び同意）

【指導事例】

- ・重要事項説明書に記載すべき内容が記載されていない。

各サービス事業所は、適切なサービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該サービスの提供を受けることにつき同意を得なければなりません。

T i p s) 重要事項説明書に記載すべき内容は、サービス種別により一部異なる場合があります。必ず基準省令及び解釈通知を確認してください。

特に、提供するサービスの第三者評価の実施状況の記載がない事例が散見されます。実施していない場合も、実施をしていない旨記載しなければならぬため、改めて確認してください。

③ 運営に関する基準（虐待の防止、高齢者虐待防止措置未実施減算）

【指導事例】

- ・虐待防止検討委員会を設置していない。
- ・虐待防止検討委員会を定期的を開催していない。
- ・虐待防止のための指針を策定していない。
- ・虐待防止のための研修を行っていない。
- ・虐待防止のための研修の実施回数が基準で定められた回数を満たしていない。
- ・虐待防止のための研修を新規採用時に実施していない。
- ・虐待防止に関する担当者を置いていない。

次の基準を満たさない事実が生じた場合、高齢者虐待防止措置未実施減算となります。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的（年1回以上）に開催すること。
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

自己点検を行った結果、万が一、減算対象で介護給付費算定に係る体制等に関する届出を提出していない事業所は、指導監査課までご連絡ください。

T i p s) 虐待の防止に関する内容や経過措置期間は、サービス種別により一部異なる場合があります。必ず基準省令及び解釈通知を確認してください。

委員会の結果については、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ってください。

④ 運営及び報酬に関する基準（介護サービスの取扱方針（身体的拘束）、身体拘束廃止未実施減算）

【指導事例】

- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合ではないにもかかわらず、身体的拘束を行っている。
- ・緊急やむを得ず身体的拘束を行った際に、その態様及び時間、その際の利用者（入所者）の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を適切に記載していない。

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

令和6年度の改正により、訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援及び介護予防支援についても、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないと明文化されました。

緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の観点を踏まえ、個別事案ごとに、組織等として手続きを極めて慎重に行い、その具体的な内容について記録してください。

不適切な身体的拘束については、運営基準に違反することはもちろんのこと、人格尊重義務違反として行政処分の対象になる可能性があるほか、刑法上の逮捕・監禁罪等に該当する可能性もあることから、安易に身体的拘束を行うことは絶対に避けてください。

また、緊急やむを得ず身体的拘束を実施する場合でも、適切な手続きを行い、利用者・家族に説明し、理解を得たうえで実施してください。

T i p s) 緊急やむをえない場合の切迫性、非代替性、一時性の3要件や、対象となる具体的な行為の例について、「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）には次のとおり記載されています。

(1) 切迫性

(要件) 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

(留意点) 身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要がある。

- (ポイント) 身体拘束をしない場合、本人等の生命または身体がどのような危険にさらされるのか。
 それはどのような情報から確認できるのか。
 他の関係機関や医療職はどのような見解を持っているのか。

(2) 非代替性

- (要件) 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
(留意点) いかなるときでも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを組織で確認する必要がある。
また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。
(ポイント) 身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を洗い出すことができているか。
 代替方法の洗い出しにあたり、複数の職員や多職種での検討を行ったか。
 代替方法を実際行ってみた結果について十分に検討できているか。
 代替方法の洗い出しにあたり相談できる外部有識者・外部機関はないか。

(3) 一時性

- (要件) 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
(留意点) 本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。
(ポイント) 本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定したか。
それは何月何日の何時から何月何日の何時までなのか。また、1日のうちの何時から何時までなのか。
 その判断にあたり、本人・家族・本人にかかわっている関係者・関係機関で検討したか。

身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為 (例)

- a 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- b 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- c 自分で降りられないように、ベッドを柵 (サイドレール) で囲む。
- d 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- e 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- f 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- g 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。

- h 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- i 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- j 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- k 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

【指導事例】※身体拘束廃止未実施減算

- ・ 緊急やむを得ず身体的拘束を行った際に、その態様及び時間、その際の利用者（入所者）の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を適切に記載していない。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない。

《対象サービス》

(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、施設系サービス及び居住系サービス

次の基準を満たさない事実が生じた場合、身体拘束廃止未実施減算となります。

- (1) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (4) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上及び新規採用時）に実施すること。

T i p s) 身体的拘束に関する内容は、サービス種別により一部異なる場合があります。必ず基準省令及び解釈通知等を確認してください。

医療機関で治療のため身体的拘束を行っていたというだけで、介護事業所で漫然と身体的拘束を継続することはできません。

委員会の結果については、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ってください。

⑤ 運営に関する基準（勤務体制の確保等）

【指導事例】

- ・事業者ごとに、月ごとの勤務表を作成していない。
- ・月ごとの勤務表上で、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、配置状況や兼務関係等が明確になっていない。

利用者に対して適切なサービスの提供を確保するため、事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、配置状況や兼務関係等を明確にする必要があります。

T i p s) 兼務している場合、それぞれの職種ごとの勤務状況を分けて記載する必要があります。

また当該事業所の従業員が、併設している有料老人ホーム等の従業員を兼務している場合や、訪問介護・予防給付型訪問サービスと生活支援型訪問サービスなど勤務体制が異なる場合も、それぞれの勤務状況を分けて記載してください。